

令和2年8月より

**重度心身障害者(児)医療給付制度について、  
精神障害者保健福祉手帳1級所持者が対象となります**

**助成内容は、現行制度の対象者  
(身体障害がある方・知的障害がある方)に対する内容と同じです。**

## 重度心身障害者(児)医療給付制度

### ●申請受付

申請書を7月頃に郵送します。

必要事項を記入し、返送または窓口で申請してください。

### ●対象者

身体障害者手帳 1級、2級

療育手帳 ①、Aの1、Aの2

**精神障害者保健福祉手帳 1級 (令和2年8月より)**

※65歳以上で新規に手帳を取得した方、生活保護を受給している方は対象外。

### ●所得制限

自立支援医療に準じる ⇒原則として、世帯(同じ医療保険に加入している家族)  
の市町村民税所得割が23万5千円以上の方等は対象外。

### ●対象経費

医療保険自己負担分

**※他の公費負担医療制度がある場合、その公費負担制度を優先して使っていない  
ただが必要です。精神科の通院診療の際は、自立支援医療(精神通院)  
の受給券も医療機関の窓口に提示してください。**

### ●自己負担

入院1日、通院1回につき300円(保険調剤は無料)

※市町村民税所得割非課税世帯は無料。

**問い合わせ先  
八街市 障がい福祉課 給付班  
043-443-1649**